

答申書

令和5年5月12日付けで相模原市長から諮問のあった件(令和5年度諮問第1号及び令和5年度諮問第2号)について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 事案の概要

本件は、審査請求人が、法定の申告期限内に所得税及び復興特別所得税の確定申告書(以下「確定申告書」という。)を提出し、令和4年6月1日付けで同年度市民税・県民税の、同月14日付けで同年度国民健康保険税の税額決定及び納税通知書をそれぞれ受領したにもかかわらず、相模原市長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に対し、同年11月1日付けで同年度市民税・県民税税額決定・納税通知書を、同月11日付けで同年度国民健康保険税納税通知書兼更正通知書をそれぞれ送付したところ、審査請求人が各通知書に係る決定の取消しを求めてそれぞれ審査請求(以下「本件各審査請求」という。)をした事案である。

なお、当審査会は、事案の内容に鑑み、本件各審査請求を併合して調査審議した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求書及び補正書によれば、審査請求人は令和4年3月4日に令和3年分の確定申告書を提出し、同年6月1日付けで市民税・県民税、同月14日付けで国民健康保険税の税額決定・納税通知書を受領した。にもかかわらず、それから約5か月を経過した後の同年11月1日付けで市民税・県民税の増額変更の通知書、同月11日付けで国民健康保険税の更正通知書が届いたのは、不当である。

2 処分庁の主張

弁明書によれば、処分庁は、公的年金等支払報告書に基づき、審査請求人の令和3年分の所得に対する市民税・県民税及び国民健康保険税の税額を決定したが、その後送付された確定申告書に不整合(未記載等)があることが判明したため、審査請求人が確定申告に際して提出した資料を調査する必要性が生じ、令和4年7月19日に調査依頼を行った。調査の結果、同年9月26日に確定申告書の適法性が確認されたので、同年10月24日にこれに基づいて、改めて令和4年度の市民税・県民税及び国民健康保険税の税額を決定し、同年11月1日付け及び同月11日付けで各通知書を審査請求人に送付したもので、不当ではない。

第4 審査会の調査審議の経過

審査会の調査審議の経過は、次の表のとおりである。

年月日	調査審議の経過
令和5年5月12日	審査庁から諮問書を受付
令和5年5月15日	審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
令和5年5月30日	調査審議
令和5年6月7日	処分庁に対する書面調査
令和5年6月9日	審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
令和5年6月16日	処分庁から回答書面を受付
令和5年7月4日	調査審議
令和5年8月1日	調査審議

なお、上記経過の中で、「審査関係人へ主張書面又は資料の提出期限を通知」が令和5年5月15日と同年6月9日の2回にわたっているが、これは、5月の時点では、審査庁から審査請求人に対して、審理員意見書が送付されていなかった(審査請求人に審理員意見書を送付しないままに、主張書面等の提出期限を定め、これを通知していた)ことが審査請求人からの指摘によって判明したためである。

結果として、審査請求人から主張書面が提出されることはなく、この経緯は、当審査会における審査の判断(結論)を左右するものではないとはいえ、審理員意見書の内容は、審査請求人にとって重要なものであり、これが適時に送付さ

れずに手続が進行したということは、審査庁の手続における瑕疵と言わざるを得ない。改めて法令に従った適正な手続遂行に努められたい。

第5 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、次のとおりである。

1 事実関係

審理員意見書並びに弁明書及び当審査会が行政不服審査法(平成26年法律第68号)第74条に基づいて処分庁に依頼した調査に対する回答によれば、次の事実が認められる。

- (1) 令和4年3月4日、審査請求人は、同人の事業所所在地を管轄する〇税務署に(所得税法(昭和40年法律第33号)第15条第1号及び第16条第2項並びに国税通則法(昭和37年法律第66号)第21条第1項の規定による)同人の令和3年分の確定申告書を提出し、これは〇市役所に電子送付された。
- (2) 〇市役所は、審査請求人の住所が〇市内にないことを確認し、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第294条第1項の規定に基づき、確定申告書を令和4年1月1日時点で住所のある相模原市へ電子的に送付し、処分庁はこれを令和4年4月18日付けで受信した。
- (3) 同年6月1日、処分庁は公的年金等の支払をする者から電子的に送付された法第317条の6第4項の規定による公的年金等支払報告書により算定された令和3年分の所得に基づき、審査請求人の令和4年度市民税・県民税の合計年税額を〇円と決定し、その旨を記載した同年度相模原市市民税・県民税税額決定・納税通知書を同年6月1日付けで審査請求人に送付した。これは、審査請求人の令和3年分の確定申告書の相模原市への送付が令和4年4月18日であったため、同年6月1日付けの市民税・県民税の税額決定のための同年4月21日の課税システム(市県民税)処理に取り込むことができなかったことによる。
- (4) 同年6月3日、処分庁は、電子送付されていた確定申告書を紙媒体に印刷し、同日以降、確定申告書の内容を個別に課税システム(市県民税)に入力する作業を行ったところ、審査請求人の確定申告書の内容に不整合(未記載等)があることが判明した。そのため処分庁では、当該不整合を調査するため、

審査請求人が確定申告を行った際に添付していた資料を確認する必要があった。

- (5) 処分庁は、(3)記載の公的年金等支払報告書により算定された令和3年分の所得に基づき、審査請求人の令和4年度国民健康保険税の合計年税額を〇円と決定し、その旨を記載した同年度国民健康保険税納税通知書兼決定通知書を同年6月14日付けで審査請求人に送付した。なお、この時点でも、令和3年分の確定申告書は課税資料として用いられなかった。
- (6) 同年6月15日、処分庁は、審査請求人が確定申告をした際に添付した資料を確認するため、相模原税務署に対し、調査を行った。しかし、審査請求人は確定申告書を〇税務署に提出しており、相模原税務署には資料がなかった。なお、処分庁は、税務署が保管している資料については、法325条に基づき調査を行うことができるところ、その閲覧日程及び手法については、「税務行政運営上の協力に関する国税庁と自治庁との了解事項」(昭和29年9月20日)に基づき、所管税務署である相模原税務署と協議して定めている。
- (7) 同年7月19日、処分庁は、〇市役所市民税課を通じ、〇税務署に対し、審査請求人が確定申告をした際に添付した資料についての調査依頼を行った。なお、処分庁は、法第325条に基づき、〇税務署に対し直接調査することも可能であるが、閲覧日程及び手法について改めて〇税務署と協議するよりも、すでに〇税務署と協議し閲覧日程及び手法につき定めている〇市役所を通じて調査を行う方が、より円滑で効率的な方法であった。
- (8) 同年8月中旬、処分庁は、(7)の調査結果が未着であったため、〇市役所市民税課を通じ、〇税務署に対し、再度調査依頼を行った。
- (9) 同年9月26日、処分庁は、審査請求人が令和3年分の確定申告書に添付した「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の写し及び「令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の写しを含む書面を〇税務署から受領した。同日、処分庁は、審査請求人の確定申告書の内容には問題がないと認め、これを課税システム(市県民税)に入力した。
- (10) 同年10月24日、処分庁は、毎月1回行われる課税システム(市県民税)の処理により、審査請求人の令和4年度市民税・県民税の合計年税額を

〇円と算定し、これを受けて、国民健康保険税についても、年税額を〇円と算定した。

(1 1) 同年11月1日、処分庁は、審査請求人の令和4年度市民税・県民税の合計年税額を〇円に変更する内容の決定(以下「本件処分1」という。)を行い、審査請求人に対し、同日付け令和4年度相模原市市民税・県民税税額決定・納税通知書を送付した。

(1 2) 同年11月11日、処分庁は、審査請求人の令和4年度国民健康保険税の合計年税額を〇円に変更する内容の決定(以下「本件処分2」という。)を行い、審査請求人に対し、同日付け令和4年度国民健康保険税納税通知書兼更正通知書を送付した。

(1 3) 審査請求人は、同年12月16日、本件処分1及び本件処分2を不服として、本件各審査請求をした。

2 審査会の判断

(1) 本件各審査請求の争点

処分庁が、審査請求人の令和4年度の市民税・県民税及び国民健康保険税について、確定申告書ではなく、公的年金等支払報告書に基づいて税額を決定した後、その後受領した令和3年分の確定申告書に基づいて、これらの税額をいずれも増額する変更ないし更正する処分を行ったことの当否。

(2) 争点についての判断

ア 法令の規定

法第319条第2項によれば、市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合においては、道府県民税を併せて賦課徴収するものとされている。また、法第320条本文によれば、普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中において、当該市町村の条例で定めるものとされ、相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第15条第1項本文によれば、普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期については、6月1日から同月30日までが第1期とされている。

他方、法第705条第1項によれば、国民健康保険税の納期は、当該地方団体の条例で定めることとされ、同条第2項によれば、その賦課期日は4月1日とされている。また、法第706条第1項によれば、国民健康保

険税の徴収については、徴収の便宜に従い、当該地方団体の条例で定めるところにより、普通徴収又は特別徴収の方法によらなければならないとされている。これらを受けて、相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)第26条本文によれば、普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税については、6月1日から同月30日までが第1期とされている。

また、法第317条の6第4項によれば、1月1日現在において公的年金等の支払をする者で、当該公的年金等の支払をする際所得税法第203条の2の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、総務省令で定めるところにより、当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を当該公的年金等の支払を受けている者の同月1日現在における住所所在の市町村別に作成された公的年金等支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

さらに、法第17条の5第3項によれば、賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができないとされている。

なお、法には、申告期限内に提出した確定申告書に係る情報を含めた市民税・県民税に係る税額決定処分及び国民健康保険税に係る税額決定処分を6月発送分で行わなければならないとする義務規定は存在しない。

イ 本件事案について

(ア) 令和4年6月1日付け及び同月14日付け税額決定が確定申告書に基づかなかったことについて

相模原市における令和4年度市民税・県民税及び国民健康保険税の課税決定は、申告期限内に相模原税務署に提出された令和3年分の確定申告書に基づいて行われるところ、本件においては、審査請求人が申告期限内ではあったが、確定申告書を事業所所在地を管轄する〇税務署に提出したために、住所地である相模原市がこれを受領したのが令和4年4月18日であった。この点に関して、当審査会が行った調査に対する処分庁からの回答によれば、令和4年6月1日付けの税額決定に際しては、同年4月初旬までに受領した確定申告書に基づいて、同月21日に課税

システム処理を行ったことから、同月 18 日に受領した確定申告書をこの処理に取り込むことができなかつたものである。

そこで、処分庁は、確定申告書ではなく、公的年金等支払報告書により算定された審査請求人の令和 3 年分の所得に基づき、令和 4 年 6 月 1 日付け及び同月 14 日付けで令和 4 年度の市民税・県民税及び国民健康保険税の税額決定を行った。この決定には、上記アで述べた法令の諸規定に照らして、違法な点はない。

(イ) 本件処分 1 及び本件処分 2 の時期

処分庁は、その後受領した令和 3 年分の確定申告書の記載に不整合が認められたことから、これを課税資料とするために、確定申告書に添付された資料について調査をする必要が生じた。すなわち、審査請求人の令和 3 年分の確定申告書では、第 3 表における 92 「本年分の 69、70 から差し引く繰越損失額」が〇円、93 「翌年以降に繰り越される損失の金額」が〇円(合計〇円)と記載されているが、令和元年分の確定申告書では、「翌年以降に繰り越される損失の金額」のみが〇円と記載され、令和 2 年分の確定申告書でも「翌年以降に繰り越される損失の金額」のみが〇円と記載されている。このことから、処分庁は直ちに確定申告書の内容を課税資料とすることができず、令和 2 年分における上場株式等に係る譲渡損失の金額について、調査を行う必要があつた。

問題は、この調査に要した期間であるが、本件では確定申告書が〇税務署に提出され、これが〇市役所を通じて相模原市に送付されていたことから、最終的にその結果を処分庁が受領したのが令和 4 年 9 月 26 日であつた。処分庁は、これに基づいて、同年 10 月 24 日に市民税・県民税及び国民健康保険税の税額を算定し、同年 11 月 1 日付けで本件処分 1、及び同月 14 日付けで本件処分 2 を行い、それぞれの通知書を審査請求人に送付した。

この通知の時期は、令和 3 年分の所得に対する市民税・県民税及び国民健康保険税の法定納期限である 6 月 30 日を徒過しているが、上記アに引用した法令の規定に照らして、違法な点はない。確かに、調査の着手から本件処分 1 及び本件処分 2 までに約 5 か月を要したことは、決して短いとは言えないが、調査が上記 1(6)から(9)までに述べた経緯で

行われたことに鑑みれば、直ちに不当ということもできない。

3 審理員の手続の適正性

本件各審査請求に係る審理員の審理手続については、適正に行われたものと認められる。

4 審査庁の裁決についての考え方について

審査庁は、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとし、その理由を各審理員意見書の「第2 意見の理由」のとおりとしている。

当審査会は、各審理員意見書の「第2 意見の理由」を援用するものではないが、審査庁の考え方は、結論において本答申と同旨である。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 付言

審査請求人が本件各審査請求に至った直接の契機は、本件処分1及び本件処分2の通知書に示された変更(増額)の理由が、「税務署申告による」(市民税・県民税)ないし「所得更正」(国民健康保険税)という記載のみであったことによると思われる。

確かに、処分庁が行った本件処分1及び本件処分2は、いずれも法令に従ったもので、その手続及び内容自体に違法・不当な点がないことは、本答申でも確認したところである。

しかし、審査請求人からすれば、法律の定める申告期限内に税務署に確定申告書を提出しているのであって、当初(6月)の税額決定が自ら提出した「税務署申告」に基づくものであると判断することは決して不自然ではない。それが、約5か月後に改めて「税務署申告」(ないし「所得更正」)という理由で、当初の税額が増額変更されるというのは、直ちに受け入れ難いという心情になることも理解できないわけではない。

これは、本市における税額決定手続の「仕組み(期限内に提出された全ての確定申告書の内容が、膨大な事務処理量とこれに対応する担当職員の人的資源の規模のために、法令の定める賦課期日までに反映されるとは限らず、その後も引き続いて行われるシステム処理の結果、当初の決定額が変更される可能性があること)」が納税者一般に必ずしも理解されていないことによるものと思わ

れる。

そうであるとすれば、本件のような税額変更は決して稀有な例とも言えず、同じような審査請求が今後も行われる可能性もないとは言えない。税額変更ないし更正を通知する際には、上記のような「仕組み」を、何らかの、例えば市のホームページ中「申告書等を提出した方へ お知らせ」記載の内容を対象者に個別に説明する通知書の裏面記載のような形で説明することも工夫されてもよいのではないかと思われる。

以 上